

俳句

蛙和す歌いに歌って夜が明ける

大久保裕子さん(下谷町)

高齢者叙勲

瑞宝双光章



平田 重光さん (松原町神原)

昭和28年に旧松原町役場へ入庁。旧高梁市では産業建設部長、総務部長などを歴任し、平成8年から約8年3カ月にわたり助役を務められるなど、長年にわたって市勢振興と市民福祉の向上に尽力されました。平田さんは、「皆さんのご協力と支えのおかげで受章できました。今後もこの榮譽に恥じないよう一層精進し、心豊かな地域社会づくりに貢献していきたい」と語られました。

秘書企画課 ☎21・0201

地域活性×梁商品券【第3弾】

物価高騰の影響を受けている市民生活を支援するとともに、市内消費の拡大による地域経済の活性化を図るため、市民の皆さんへ「地域活性×梁商品券【第3弾】」を配布します。

配布対象 令和5年7月1日時点で市の住民基本台帳に記録がある人

配布額 1人5000円(500円×10枚)

配布方法 8月中旬から順次、簡易書留で発送します。到着まで1カ月程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。使用期間 令和5年12月31日(日)まで

利用可能な店舗 高梁市地域活性×梁商品券事業特定事業者登録証のある店舗 ※利用可能店舗などの情報は市ウェブサイトへ掲載し、随時更新します。

産業振興課

☎21・0229



新型コロナウイルスワクチン接種(春開始接種)について

令和5年春開始接種(令和5年5月8日開始)の接種期間は、令和5年8月末までです。重症化リスクの高い人は、お手持ちの接種券で早めの接種をお願いします。対象 初回接種を完了した人で次のいずれかに該当する人 ①65歳以上の人 ②基礎疾患を有する5歳以上64歳以下の人 ③医療従事者など

詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。市ウェブサイトなどでお知らせします。

高梁市新型コロナウイルスワクチンコールセンター ☎21・0211



地域活性×梁商品券の利用可能店舗を募集

「地域活性×梁商品券【第3弾】」の利用可能店舗を募集します。

対象 高梁市内に店舗・事業所などを有する事業者

※商品券の使用は高梁市内の店舗に限りです。

募集期間 11月30日(木)まで随時募集

登録方法・提出先 申請書を市ウェブサイトからダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、産業振興課へご提出ください。

産業振興課 ☎21・0229



※画像はイメージです

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

電力・ガス・食料品などの物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり3万円の給付金を支給し、生活支援を行います。

対象 次の①②のいずれかに該当する世帯

①住民税非課税世帯 令和5年6月1日時点で市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ②家計急変世帯 申請時点で市に住民登録があり、令和5年1月から9月までの間で予期せず家計が急変し、世帯全員が①の世帯と同様に住民税非課税相当水準以下にあると認められる世帯

支給額 1世帯あたり3万円 ※1世帯1回限りの給付で、対象条件の両方を重複しての受給はできません。

支給手続き ①住民税非課税世帯 7月下旬に対象世帯へお知らせとともに確認

国民年金保険料免除・納付猶予申請の受付開始

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合に、保険料の納付が免除・猶予される「保険料免除制度」の令和5年度分の申請が7月1日(土)から受付開始となりました。

保険料を未納のままにしていると将来老齢年金を受け取ることができなくなるほか、事故などによって障がいを負ったときに障害年金を受け取ることができなくなるため、必ず手続きをしてください。

保険料の免除・納付猶予は、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

市民課 ☎21・0252 / 日本年金機構高梁年金事務所 ☎21・0570

書を送付します。

②家計急変世帯 給付金の受け取りには申請が必要です。手続きについては市ウェブサイトなどでご確認ください。

受け付けの開始日 (①②ともに) 8月1日(火)

その他

○配偶者などからの暴力(DV)などを理由に住民票を高梁市に異動ができない人も、一定の要件を満たせば、給付金を受給できる可能性があります。申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

○臨時特別給付金を装った詐欺にご注意ください。市職員などが手数料の振り込みやATMの操作をお願いすることは絶対ありません。不審な電話や郵便が届いた場合は、市役所や警察にご連絡ください。

臨時給付金対策室 ☎21・3666

国民健康保険被保険者証が新しくなります

現在お持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は、令和5年7月31日(月)です。

7月中旬に新しい国民健康保険被保険者証(橙色)を世帯主へ郵送します(国民健康保険税の納付状況によっては納税相談の後、市役所で直接交付します)。届いた新しい被保険者証の記載事項を確認の上、8月1日以降は新しい方を医療機関の窓口提示してください。(有効期限の過ぎた被保険者証は下記手続き先へ返却するか、ご自分でハサミなどで切断し破棄してください)

なお、令和5年8月1日から令和6年7月31日までに75歳になる人は有効期限が異なります。また、社会保険などに加入したときは、国民健康保険の資格を喪失する手続きを早急に行ってください。

手続き先 市民課、各地域局、各地域市民センター、または成羽地域各連絡所 市民課 ☎21・0252

☎21・0252

短歌

紫陽花の 一枝咲けり むらさきの 露ふくみつ、雨にゆれおり

小野はる恵さん(原田南町)